



2022年8月24日

各位

会社名 株式会社フィル・カンパニー
 代表者名 代表取締役社長 能美 裕一
 (コード番号：3267 東証プライム)
 問合せ先 取締役経営管理本部長 西村 洋介
 (TEL：03-5275-1701)

第三者割当による第1回ステップアップ型新株予約権
 (行使要請条項付、「サステナブル TEP (※1)」) 及び第2回ステップアップ型新株予約権
 (行使要請条項付、「サステナブル TEP」) の発行に関するお知らせ

当社は、2022年8月24日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP」)及び第2回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP」)(以下、各々を「第1回新株予約権」及び「第2回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の払込み及び行使により調達する資金の用途に関しては、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021 (※2)」、「ソーシャルボンド原則 (Social Bond Principles) 2021(※3)」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン (Sustainability Bond Guideline) 2021 (※4)」の特性に従うものである旨、第三者評価機関である株式会社日本総合研究所からセカンドパーティ・オピニオン(以下「本オピニオン」という。)を取得しております。本オピニオンでは、「SDGs (Sustainable Development Goals) (※5)」の目標及びターゲットへの貢献についても評価されています。

※1：本新株予約権と同様の資金調達手法について、その特徴を踏まえ、割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」という。)が使用する呼称 (Sustainable Target Exercise Program の略称)。この手法は、エクイティ (新株予約権) の形態で、その資金用途と意義について、第三者評価機関より ESG 及び SDGs の観点から本オピニオン (セカンドパーティ・オピニオン) を取得するファイナンスとなります。また、サステナブル TEP では、当社が新株式の発行に際して目標とする株価 (ターゲット価格) を定め、これを行使価額として設定します。本オピニオンの概要については、後記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」を、行使価額及びその修正条件の詳細については、後記「1. 募集の概要 (6) 行使価額及び行使価額の修正条件」を、それぞれご参照ください。

※2：国際資本市場協会 (ICMA) により策定されたグリーンボンド発行に係るガイドライン

※3：国際資本市場協会 (ICMA) により策定されたソーシャルボンド発行に係るガイドライン

※4：国際資本市場協会 (ICMA) により策定されたグリーン及びソーシャル双方の性質を持つ債券発行に係るガイドライン

※5：国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年9月9日
(2) 発行新株予約権数	4,000 個 第1回新株予約権 2,000 個

	第2回新株予約権 2,000 個
(3) 発行価額	総額 1,826,000 円 (第1回新株予約権 1 個当たり 875 円、第2回新株予約権 1 個当たり 38 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	400,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 第1回新株予約権 200,000 株 第2回新株予約権 200,000 株 いずれの本新株予約権についても、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、修正後の行使価額は固定されており、上限行使価額及び下限行使価額はありません。 行使価額が修正された場合であっても、第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ 200,000 株及び 200,000 株です。
(5) 調達資金の額	991,826,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第1回新株予約権 2,000 円 第2回新株予約権 3,000 円 第1回新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」といいます。)が 2,200 円 (第1回新株予約権の発行要項 (以下、第2回新株予約権の発行要項と総称して又は個別に「本発行要項」といいます。)に従い調整されることがあります。)を上回る日が 20 取引日連続した場合、当該 20 取引日目の日の翌日 (但し、2023 年 3 月 13 日以降の日に限りません。以下「修正日」といいます。)以降、3,500 円 (本発行要項に従い調整されることがあります。)に修正されます。 第2回新株予約権の行使価額は、第2回新株予約権の発行後、終値が 3,300 円 (本発行要項に従い調整されることがあります。)を上回る日が 20 取引日連続した場合、当該 20 取引日目の日の翌日 (但し、2023 年 3 月 13 日以降の日に限りません。以下「修正日」といいます。)以降、5,000 円 (本発行要項に従い調整されることがあります。)に修正されます。「取引日」とは、東京証券取引所が開設している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含みません。但し、本項においては気配引けの日は、取引日に含まれるものとし、当該日の最終気配値段を終値とみなして本項の規定を適用します。 上記のとおり、いずれの新株予約権についても、2023 年 3 月 12 日以前においては、行使価額の修正は行われません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。
(7) 行使期間	2022 年 9 月 12 日から 2025 年 9 月 11 日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当予定先	株式会社 S B I 証券
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約 (以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容

	<p>が定められる予定です。詳細は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・ 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、割当予定先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ サステナブル TEP

本新株予約権については、株式会社日本総合研究所より ESG 及び SDGs の観点からセカンドパーティ・オピニオンを取得するファイナンスであるとともに、当社の目標株価（ターゲット価格）を行使価額として設定しています。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、新株予約権行使（ターゲット・エクササイズ）されることを期待して設定したものです。

第1回新株予約権の行使価額は当初2,000円、第2回新株予約権の行使価額は当初3,000円に設定されておりますが、終値がそれぞれの当初行使価額を10%上回る日が20営業日連続した場合には、第1回新株予約権の行使価額は3,500円、第2回新株予約権の行使価額は5,000円にそれぞれステップアップします（但し、2023年3月12日以前においては、かかるステップアップは生じません。）。当初行使価額である2,000円及び3,000円並びにステップアップ目標株価である3,500円及び5,000円は、当社の中期経営計画達成に向けた取組みに加え、現在の市場環境並びに当社の実績売上高利益率及び実績PER等を総合的に考慮して設定したものです。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、Phil＝共存共栄を企業理念として、土地オーナー・入居者・地域にとって三方良しとなる企画である「空中店舗フィル・パーク」及びガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」など空間ソリューション事業を展開しております。

「空中店舗フィル・パーク」は、大通りから一本裏に入ったコインパーキングの上部空間や狭小地・変形地など商業エリアであるにもかかわらず活用が困難で放置されている未活性空間を主な企画対象としております。このような未活性空間に対し、その場所の需要に応じた空間づくり（SPACE ON DEMAND）をコンセプトに、企画から設計・施工・入居者の誘致までワンストップでサービスを提供することにより、街に灯りと賑わいのある空間を生み出し、当社独自の視点で地域の活性化に努めてまいりました。

また、ガレージ付賃貸住宅「プレミアムガレージハウス」においては、開発から取り残されてきた駅から離れた郊外の空き地や資材置き場など従来活用が困難な未活性空間を主な企画対象としております。1階を車庫、趣味や仕事の空間として利用可能なガレージ、2階を居住空間としたガレージ付賃貸住宅の企画・設計・施工・入居者募集までワンストップでサービスを提供するとともに、自社サイトを通してガレージスペースを利用した様々なガレージライフを発信していくことで、自由で多様なライフスタイルを実現できる空間を提供し、変化する社会に貢献してまいりました。

一方で、当社グループを取り巻く環境は、少子高齢化を背景とした都市のスポンジ化に加え、長期に渡る新型コロナウイルス感染症の影響による街の中における未活性空間の増加、気候変動や脱炭素社会への対応など目まぐるしく変化しております。当社グループは、このような環境変化に対応しながら企業の持続的成長と持

持続可能な社会の両立を実現するため、当社グループが目指す姿を「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」と再定義し、2022年1月に中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画においては、SDGs/ESGの基本方針を定め、当社グループの事業を通して街の未活性空間をその時代・その場所に合った企画で活性化していくことにより「住み続けられるまちづくり」に貢献すること、環境に配慮した建物を開発することにより「クリーンなエネルギー」の創出に貢献することなど「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献していくことをコミットしております。また、2022年度から2024年度までの中期経営計画期間を更なる飛躍のための成長投資フェーズと位置付け、事業の持続的な成長のために積極的な投資を行うことにより、これからも激しさの増す環境変化を当社事業における最大の機会にすべく経営基盤の強化に努めております。

当社グループは、これらの取り組みをさらに推進するべく、今般調達する資金を、①未活性空間（駐車場・空き地・空き家等）を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金、②環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金に充当することで（今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金用途及び支出予定時期につきましては、後記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」をご参照下さい。）、空中店舗フィル・パーク及び太陽光発電パネルの設置等環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発を進めてまいります。未活性空間にフィル・パークが開発されることで、フィル・パークの施設を訪れる人の流れが創出され、周辺地域に賑わいが生じて活性化に繋がるほか、地域のニーズに根差したテナントの入居により地域の利便性強化が期待できます。加えて、太陽光パネルの設置等環境に配慮したプレミアムガレージハウスが郊外に開発されていくことで、人口の流入に繋がるとともに、従来の賃貸住宅とは異なるガレージ空間を活用した自由な暮らし方の選択肢を提供することで、都市部への一極集中を回避し、郊外に人を惹きつけることに繋げながら、新たな再生可能エネルギーの創出が可能となると考えております。こうした未活性空間に着目した当社独自の視点でのまちづくりの考え方は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方とも合致していると考えております。当社グループは上記のような開発を通じて新たな価値を創造し社会課題を解決していきながら、企業価値の向上を図ってまいります。

以上のような中期的な視野に立った新たな成長投資のための資金を調達するにあたり、資金調達手法について検討を行った結果、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる実施が適切であると判断いたしました。一方で、現状の株価水準と将来価値から構成される当社の想定企業価値及び財務状況を考慮し、公募増資ではなく新株予約権を選択するとともに、新株予約権の行使価額を現状の株価水準よりも高い金額に設定しながら行使価額の下方修正が一切なされない設計とすることにより、既存株主の利益に配慮しております。さらに、今後の当社グループにおける事業活動を通し当社事業の本質的価値と潜在能力が再認識され株価水準が上昇した場合に備え、ステップアップ条項（行使価額の上方修正条項）を取り入れております。

当社グループは、今回の資金調達により、当社グループの更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、企業価値の向上を図ることで、株主の皆様はじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスの実施に際しては、当社グループが事業活動を通して環境及び社会課題解決に向けた取り組みを一層進める方針であることを明確化し、当社グループの企業価値の向上への取り組みに関してより理解を深めていただくために、これまでの取り組みや今般調達する資金の充当先に関して、環境及び社会的側面でのインパクトを分析するとともに、客観性を担保するため外部レビューを取得することが肝要と考えました。この点に関連して、各インパクトの評価手法に関しては今般の調達手法であるエクイティ・ファイナンスを対象とし、かつ広く認知された指針等は現状では確認できないものの、デット・ファイナンスを対象とした各インパクトの評価指針であるグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドライン（以下「原則類」と総称します。）を用いて各インパクトを評価することが考えられることから、当社は株式会社日本総合研究所（代表者：谷崎 勝教、住所：東京都品川区東五反田二丁目18番1号）よりかかる点について助言を得ました。原則類は、グリーンボンド・ソーシャルボンド及び双方の特性を併せ持つサステナビリティボンドという各債券の発行の際に、「資金用途」、「事業評価・選定プロセス」、

「資金管理」、「レポートニング」という4つの要件について、その各要件とその枠組みを評価する指針です。今回のエクイティ・ファイナンスは原則類が本来対象としているファイナンススキームとは異なるものの、原則類における分析及び評価の対象はあくまでも各インパクトであり、ファイナンススキームではないことに鑑みると、分析及び評価手法について原則類の特性に従うことは妥当と考えられることから、当社は、今回のエクイティ・ファイナンスについて上記の4つの要件とその枠組みに関する分析及び評価を行った上で、株式会社日本総合研究所より本オピニオンを受領することとしました。その結果、本オピニオンにおいて、未活性空間を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金の資金使途、そして太陽光発電パネル設置等環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金の資金使途に関して、原則類が示す特性に従うものである旨の意見を得ております。また、本オピニオンにおいては、当社グループのSDGsの目標及びターゲットへの貢献についても分析されています。本オピニオンの概要については、後記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照下さい。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討していましたが、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社から資本性調達手段について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(メリット)」、「(留意点)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第1回新株予約権及び第2回新株予約権という内容の異なる2種類の新株予約権を同時に発行する本スキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

① 本スキームの特徴

本スキームにおいては、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して発行することとしております。第1回新株予約権及び第2回新株予約権は類似の設計となっておりますが、第1回新株予約権の行使価額は発行決議日前取引日の終値を約161.81%上回る2,000円に設定されていることから、既存株主に配慮し直近の株価水準での資金調達は控えた資金調達を可能としています。他方、第2回新株予約権は、行使価額が発行決議日前取引日の終値を約242.72%上回る3,000円で固定されており、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における資金調達を企図して、直近の株価水準を大きく上回る金額に設定しております。これらの条件設定は、当社を取り巻く事業環境や下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金需要に鑑みて、市場への影響を考慮しながら第1回新株予約権の行使を第2回新株予約権と比較して速やかに進めるとともに、第2回新株予約権については当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における資金調達を企図したものです。

さらに、本新株予約権は、当社普通株式の株価がより高水準で推移することが十分に見込まれる場合、具体的には、それぞれに設定された行使価額を10%上回る日が20営業日連続した場合には、第1回新株予約権の行使価額は3,500円、第2回新株予約権の行使価額は5,000円にそれぞれ上方修正されることとしており、将来の株価上昇時における更なる資金調達を実現することが可能な設計となっております。なお、2023年3月12日以前においては、かかる上方修正はなされません。

以上のとおり、行使価額が異なる第1回新株予約権及び第2回新株予約権を組み合わせ、当社の株価水準に応じてそれぞれの行使価額を上方修正することで、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれます。また、本新株予約権の行使価額は原則として固定されており、行使価額の修正は行われるものの、行使価額の修正はそれぞれ上方のみに最大でも1度のみであり、かつ修正後の金額は株価に連動しておらず固定されていることから、株価動向にかかわらず希薄化が生じる可能性が高いとされる、一般的に「MSワラント」と呼ばれている新株予約権（新株予約権が行使される度に、行使価額が当該行使時点の株価に一定

のディスカウントを加えた金額に修正される新株予約権)と比べても、本スキームは既存株主の株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えております。

このように、当社は、本スキームを採用することによって、急激な希薄化を抑止しつつ、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことができるものと考えております。

また、当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当契約を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本第三者割当契約に従って、本新株予約権を行使できます。

今回の資金調達については、第2回新株予約権の当初行使価額が第1回新株予約権の当初行使価額よりも高く設定されているため、蓋然性としては、第1回新株予約権の行使が先行する可能性が高いと考えられます。

② 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割(当社が分割会社となる場合に限り、)につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とします。)(当日を含みます。前までに、当社に通知を行うことにより、第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日(但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とします。)(において、残存する本新株予約権の全部を第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者(当社を除きます。の保有する第1回新株予約権及び第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、組織再編行為につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知又は公告をした上で、当該組織再編行為の効力発生前に、第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除きます。の保有する第1回新株予約権及び第2回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)(に、第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たりの払込金額にて、本新株予約権者(当社を除きます。の保有する第1回新株予約権及び第2回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第1回新株予約権については第1回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第2回新株予約権については第2回新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除きます。の保有する第1回新株予約権及び第2回新株予約権の全部を取得するものとします。

④ 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

⑤ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は、本第三者割当契約に基づき、当社の成長戦略に向けて資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、本新株予約権につき、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することができます（以下「行使要請」といいます。）。行使要請の期間（以下「行使要請期間」といいます。）は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使要請期間の通知を行います。行使要請は第1回新株予約権及び第2回新株予約権のそれぞれについて個別に行われ、原則として、1回の行使要請において対象となる新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当予定先は、かかる行使要請を受けた場合、本第三者割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数のすべてにつき、本新株予約権を行使するよう努力する義務を負います。

また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って1取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

※ 上記②、④及び⑤については、本第三者割当契約中で定められる予定です。

（メリット）

① 第2回新株予約権の行使価額は第1回新株予約権の行使価額よりも高く設定され、また、いずれについても、当社の株価が高水準で推移した場合には、行使価額が上方に修正されます。このように、行使が進行すると想定される株価水準が異なる新株予約権を組み合わせ、さらに、いずれについても株価水準が高水準で安定して推移した場合には行使価額が上方に修正されることから、将来の株価上昇時における更なる資金調達を実現することが可能な設計であるとともに、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれ、本スキームは既存株主の株式価値の希薄化に配慮した資金調達手段であると考えております。

また、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使価額は下方には修正されない設計になっており、株式価値の希薄化は限定的です。

② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は400,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

③ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。

④ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

（留意点）

① 本スキームは、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。下記（ア）及び（ウ）のように調達額が予定額を下回る場合や、下記（イ）のように資金調達完了までに時間を要する場合には、「4. 調達する資金の額、用途及び支

出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。

- （ア） 本新株予約権は行使価額が高水準で固定されているため、株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。また、行使価額は上方にしか修正されず、かつ修正後の行使価額は、現在の株価水準より相当程度高い水準で固定されています。このため、行使価額が上方に修正された後、株価が修正後の行使価額を下回って推移した場合にも、本新株予約権の行使が進まず、払込金額の総額が想定よりも減少する可能性があります。
 - （イ） 株価が行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、すべての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - （ウ） 本第三者割当契約に基づき行使要請がなされた場合、割当予定先は本新株予約権を行使する努力義務を負うものの、当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
- ② 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については当社の株価動向を勘案しつつ売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。
 - ③ 本第三者割当契約において、当社は、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合又は譲渡制限付株式報酬として当社の株式を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とする株式給付信託制度として当社の株式を交付する場合、並びに③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合等の一定の場合を除きます。

（他の資金調達方法との比較）

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オ

ファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。

- ⑥ 社債及び借入による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	1,001,826,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	1,826,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,000,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000 円
③ 差引手取概算額	991,826,000 円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額991,826,000円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載しております、中期的な視野に立った成長投資のための資金として、下記のとおり①未活性空間（駐車場・空き地・空き家等）を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金、②環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金へ充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 未活性空間（駐車場・空き地・空き家等）を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金	600	2022年9月～2025年8月
② 環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金	391	2022年9月～2025年8月
合計	991	—

(注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合、調達資金は上記①に優先的に充当し、不足分を銀行借入れにより充当することで、上記の事業計画を遂行する予定であ

ります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の用途に充当する支出予定金額を上回って資金調達が出来た場合には、上記①に充当する予定であります。

2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

① 未活性空間（駐車場・空き地・空き家等）を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金

当社グループは、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、未活性空間の価値最大化を掲げ、空き地、空き家、狭小地、変形地等従来活用が困難であった未活性空間を、空中店舗フィル・パークとして開発することを推進しております。国内では、上記のような未活性空間が年々増加しており、未活性空間が増えると、街の利便性の低下や賑わいの減少に繋がり、人通りや日没後の照明の減少から街の治安の悪化に繋がるおそれがあります。当社グループは、こうした状況を社会課題と捉え、空中店舗フィル・パークの開発を通じて、未活性空間を小規模な商業施設等として新たに活用することで周辺地域に活気を生み出し、地域の活力向上に寄与することで、その解決に貢献することを目指しております。

上記の取り組みを実現していくための当社が購入する土地及び建物の建築資金として、2022年9月から2025年8月までに約600百万円を充当することを予定しております。

② 環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金

当社グループは、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、環境に配慮したプレミアムガレージハウスを建設していくための研究開発に着手してまいります。太陽光発電設備の設置等環境に配慮した設備等をプレミアムガレージハウスに導入していくことにより、持続可能な経済・社会生活の実現に向けた企業貢献を積極的に行ってまいります。

上記の取り組みを実現するための当社が購入する土地及び建物の建築資金として、2022年9月から2025年8月までに約391百万円を充当することを予定しております。

上記具体的な資金用途が、原則類が示す特性に従うものであることへの評価に関しては以下のとおりです。当社は、未活性空間（駐車場・空き地・空き家等）を活性化するための空中店舗フィル・パーク開発資金の資金用途、環境に配慮したプレミアムガレージハウスの開発資金の資金用途について、その環境インパクト、社会貢献インパクト及び原則類の4要件について、第三者評価機関である株式会社日本総合研究所からレビューを受け、本オピニオンを受領しております。

本オピニオンの概要は、以下のとおりです。

1. 本資料の目的

株式会社フィル・カンパニー（以下、フィル・カンパニー）は、「未活性空間の価値を最大化する事業創造会社」となることを掲げ、駐車場の上部空きスペースを活用した空中店舗の開発を行う「フィル・パーク事業」や、駅から離れた郊外の空き地等を活用したガレージ付賃貸住宅の開発を行う「プレミアムガレージハウス事業」を展開している。駐車場や空き地、空き家などの未活性空間の価値向上を通じて、新たに人の流れを創出し、土地オーナー・テナント／入居者・地域にとって「三方良し」となることを目指している。これらの事業の土地取得・建築（プレミアムガレージハウス事業における環境対応を含む。以下、対象事業）を目的として、株式による資金調達（以下、本調達）を行う。本資料の目的は、国際資本市場協会が発行する「ソーシャルボンド原則 2021 年版（以下、SBP）」を中心に、環境対応に関しては「グリーンボンド原則 2021 年版（以下、GBP）」の特性に基づき、株式会社日本総合研究所（以下、日本総合研究所）が本調達についてレビューを行い、そのレビュー結果をセカンドパーティ・オピニオンとして公表するものである。

2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研の役割は SBP 並びに GBP が推奨する資金調達主体に対する外部レビューを実施するコンサルタントとして位置づけられる。本資料は、SBP・GBP が示す外部レビューのうち「セカンドパーティ・オピニオン」に該当する。

本資料のレビュー範囲は、(1) 本調達のフレームワーク、(2) 対象事業が創出するインパクト及び SDGs への貢献可能性、(3) フィル・カンパニーの ESG の取り組みや情報開示の 3 点が対象である。フレームワークは、SBP・GBP が基本原則として示す「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の 4 項目に沿って評価を行う。

3. セカンドパーティ・オピニオン（要約版）

・ ソーシャルボンド原則・グリーンボンド原則への準拠性

本調達のフレームワークを SBP・GBP が示す 4 原則に基づきレビューした結果、SBP・GBP が示す社会課題への対応を目的とした資金調達の特性に従うものとして評価する。

「**調達資金の使途**」：本調達により資金充当される対象事業は、フィル・カンパニーにおける「フィル・パーク事業（駐車場の上部空きスペースを活用した店舗開発）」及び「プレミアムガレージハウス事業（駅から離れた郊外の空き地等を活用したガレージ付賃貸住宅開発）」のための土地取得及び建築に限定されている。従来、未利用のまま放置されていた空間を開発することを通じて、地域の新たな活性化が可能となり、社会課題の解決に寄与する。また、プレミアムガレージハウス事業では、全ての建物において太陽光発電を行う仕様とすることで、再生可能エネルギーの利用拡大という環境課題への貢献が期待できる。よって、資金使途の適格クライテリアは SBP・GBP において適格なプロジェクトカテゴリーとして適切に設定されていると言える。

「**事業の評価・選定プロセス**」：開発においては、社会課題への配慮に通ずる企画コンセプトが求められていること、フィル・カンパニーの関連部門及び各管掌役員、取締役会等において対象事業の内容や進捗が検討・管理されることを確認した。

「**資金管理**」：本調達により調達した資金は、対象事業に関連する支出のみに充当され、これ以外の目的に充当される予定はないことを確認した。

「レポートイング」：フィル・カンパニーは自社のホームページ等において、調達資金を充当したプロジェクトの概要や対象事業による社会面・環境面での改善インパクトを開示する予定である。社会面の改善インパクトに関しては、インパクト・レポートイングにおける KPI 等、具体的な開示項目について今後検討が必要である。環境面のインパクトに関しては、TCFD 開示への対応の一環として、温室効果ガスの削減量の算出を予定している。

また、これらは少なくとも年に一度、対外的に開示することから、情報開示の頻度は適切と考える。

・対象事業が創出するインパクトおよび SDGs への貢献可能性

本調達を通じて、SDGs のうち特に目標 11「住み続けられるまちづくりを」、目標 8「働きがいも経済成長も」、目標 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」が設定するターゲットへの貢献が期待できる。

対象事業により、以下の改善インパクトが期待できること、および対象事業の効果は、複数の SDGs の達成に繋がることを確認した。

目標	日本総研のオピニオン（要約）
	<p>フィル・パークやプレミアムガレージハウスの開発を通じて、未活性空間であった場所に新たな人の流れが生まれ、周辺地域に賑わいが創出されることで地域の活力強化に繋がる。また、地域に必要なテナントが入居することで、地域の利便性向上が期待できる。</p> <p>よって、ターゲット 11.3「2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。」への貢献が期待できる。</p> <p>また、郊外に、従来の賃貸住宅にはない魅力を持った賃貸型ガレージハウスを開発し、新たな住居の選択肢として提供することで、都市部への一極集中を回避し、郊外に人を惹きつけることに繋がる。</p> <p>よって、ターゲット 11.a「各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。」への貢献が期待できる。</p>
	<p>フィル・パークでは、大通りからやや離れた立地特性や店舗の区画割などを工夫することで、個人や中小零細企業などでも借りやすい条件となる店舗の提供や経営に関する助言・各種支援を行っており、小規模テナントの事業を後押しする効果が期待できる。</p> <p>よって、ターゲット 8.3「生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。」への貢献が期待できる。</p>
	<p>本調達によって建設されるプレミアムガレージハウスでは、太陽光パネル等の設置を予定しており、再生可能エネルギーの発電が促進される。</p> <p>よって、ターゲット 7.2「2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」への貢献が期待できる。</p>

出所：日本総合研究所作成

・資金調達主体の ESG の取り組みおよび情報開示

フィル・カンパニーの ESG の取り組みと情報開示をレビューした結果、企業経営において、一定の ESG の取り組みと情報開示を実施していると評価する。

特に優れている点は、以下の各点であると判断する。

「**環境面**」：今後、環境配慮型の建物の開発や TCFD 提言に基づく開示を行うことを中期経営計画にてコミットしており、環境課題の解決に資する事業展開に注力する姿勢を評価する。

「**社会面**」：土地オーナー・テナント等・地域の「三方良し」を基軸の考え方とし、従来放置されてきたニッチスペースを新たな発想を以て開発している点、土地オーナーへのアフターサービスとして初期テナント誘致保証を行うなど、顧客保護と提案した企画の実現に注力している点、人材教育等を通じてかかる基軸となる理念や価値観の共有を従業員に徹底している点を評価する。

「**ガバナンス面**」：持続可能な社会と企業の持続的成長の両立を実現する観点からグループのあるべき姿を再定義し、中期経営計画にてコミットしている点、コーポレートガバナンス・コードに原則対応すべく、体制構築や開示などについての対応を進めている点を評価する。

・結論

レビューの結果、フィル・カンパニーが企業理念・事業コンセプトとして掲げる「Phil=共存共栄」・「土地オーナー・入居者・地域にとっての三方良し」に基づく本調達のフレームワークは、SBP・GBP が示す特性に従うと判断する。インパクトについては、社会面での一定の改善インパクトが見込まれ、さらに、SDGs の達成への貢献も期待できる。今後、フィル・カンパニーにおいて、定量的なインパクト評価の具体化や継続的な実施を期待する。また、資金調達主体であるフィル・カンパニーについては、企業経営において一定の ESG の取り組みと情報開示を実施していると判断する。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、今回の調達資金の使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中

で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額として、第1回新株予約権は875円、第2回新株予約権は38円とし、本新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権は当初金2,000円、第2回新株予約権は当初金3,000円としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は400,000株（議決権数4,000個）であり、2022年5月31日現在の当社発行済株式総数5,778,000株及び議決権数51,708個を分母とする希薄化率は6.92%（議決権ベースの希薄化率は7.74%）に相当します。

しかしながら、①本新株予約権は原則として分散されて行使されることが期待されており、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の400,000株を行使期間である3年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約512株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高32,920株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社SBI証券
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	48,323百万円（2022年6月30日現在）

(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,469,559株(2022年6月30日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	829名(2022年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社100% ※上記はSBIホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は、2022年5月31日現在、当社の普通株式を21,700株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	2020年3月期 (連結)	2021年3月期 (連結)	2022年3月期 (連結)
純資産	216,516	232,735	248,459
総資産	3,357,613	4,251,690	4,352,986
1株当たり純資産(円)	62,204.62	67,079.20	70,285.52
純営業収益	113,418	149,124	157,027
営業利益	42,126	61,641	61,920
経常利益	42,622	61,896	62,057
親会社株主に帰属する当期純利益	27,976	46,106	40,041
1株当たり当期純利益(円)	8,063.44	13,288.87	11,540.81
1株当たり配当金(円)	-	10,087.74	7,205.53

(注) 割当予定先である株式会社SBI証券は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおける実績、当社IRに対する継続的な支援体制及び厚い投資家基盤を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮した資金調達や、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の円滑な売却による流動性の向上が期待できることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先と締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2022年8月15日付で関東財務局長宛に提出した第81期第1四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年5月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	634,700	10.98
高橋 伸彰	592,300	10.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	576,100	9.97
合同会社NOB	342,000	5.92
日本郵政キャピタル株式会社	280,000	4.85
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	198,100	3.43
能美 裕一	195,100	3.38
高野 隆	140,800	2.44
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQCO （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	60,500	1.05
いちご株式会社	60,000	1.04

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 当社は、上記のほか自己株式600,400株（2022年5月31日現在）を保有しております。

4. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する 634,700 株には当社が設定した役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式 35,500 株が含まれております。なお、当該役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式は、自己株式に含まれておりません。
5. 2022年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、高橋伸彰氏及びその共同保有者である合同会社NOBが2022年5月30日現在で以下の株式を所有していること、並びに高橋伸彰氏が2021年10月22日付で三井住友信託銀行株式会社との間で担保株式管理処分信託契約を締結したことで250,000株を信託し、加えて2022年1月24日付で200,000株を追加信託している旨の記載がされていることを確認しております。但し、当社として2022年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
高橋 伸彰	東京都文京区	1,042	18.04
合同会社NOB	東京都文京区湯島2丁目4番3号	342	5.92

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2022年11月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
売上高	7,024,711	3,970,760	5,432,354
営業利益	1,096,344	130,256	724,912
経常利益	1,076,605	98,192	713,276
親会社株主に帰属する当期純利益	600,812	19,660	407,470
1株当たり純資産額（円）	516.05	497.97	498.05
1株当たり配当額（円）	5.00	—	10.00
1株当たり当期純利益（円）	106.63	3.42	72.25

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年5月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,778,000株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	473,000株	8.19%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
-------------------------	---	---

（注）潜在株式はすべてストック・オプションによるものです。

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年11月期	2020年11月期	2021年11月期
始 値	4,140 円	4,120 円	2,077 円
高 値	5,620 円	4,755 円	3,835 円
安 値	3,105 円	1,484 円	1,756 円
終 値	4,120 円	2,062 円	2,192 円

② 最近6か月間の状況

	2022年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	1,150 円	1,269 円	1,136 円	1,192 円	1,199 円	1,254 円
高 値	1,299 円	1,367 円	1,301 円	1,267 円	1,328 円	1,338 円
安 値	1,000 円	1,095 円	1,060 円	1,035 円	1,124 円	1,227 円
終 値	1,269 円	1,148 円	1,193 円	1,198 円	1,254 円	1,236 円

（注）2022年8月の株価については、2022年8月23日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2022年8月23日
始 値	1,227 円
高 値	1,256 円
安 値	1,227 円
終 値	1,236 円

（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

株式会社フィル・カンパニー
第1回ステップアップ型新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社フィル・カンパニー第1回ステップアップ型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年9月9日

3. 割当日

2022年9月9日

4. 払込期日

2022年9月9日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金875円（本新株予約権の目的である株式1株当たり8.75円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初2,000円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が2,200円（第11項の規定を準用して調整される。）を上回る日が20取引日連続した場合、行使価額は、当該20取引日目の日の翌日（但し、2023年3月13日以降の日に限る。以下「修正日」という。）以降、3,500円（第11項の規定を準用して調整される。）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所が開設している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。但し、本項においては気配引けの日取引日に含まれるものとし、当該日の最終気配値段を終値とみなして本項の規定を適用する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。））の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2022年9月12日から2025年9月11日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2025年9月11日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知又は公告をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金875円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初金2,000円とした。
19. 行使請求受付場所
東京証券代行株式会社 本店
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

株式会社フィル・カンパニー
第2回ステップアップ型新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社フィル・カンパニー第2回ステップアップ型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年9月9日

3. 割当日

2022年9月9日

4. 払込期日

2022年9月9日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社SBI証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金38円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.38円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,000円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が3,300円（第11項の規定を準用して調整される。）を上回る日が20取引日連続した場合、行使価額は、当該20取引日目の日の翌日（但し、2023年3月13日以降の日に限る。以下「修正日」という。）以降、5,000円（第11項の規定を準用して調整される。）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所が開設している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。但し、本項においては気配引けの日取引日に含まれるものとし、当該日の最終気配値段を終値とみなして本項の規定を適用する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。））の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、本号③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2022年9月12日から2025年9月11日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、2025年9月11日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知又は公告をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金38円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初金3,000円とした。
19. 行使請求受付場所
東京証券代行株式会社 本店
20. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上